環境省
Ministry of the Environment

資料４　南極条約議定書附属書VIの締結に向けた検討について

※本資料は、環境省で作成したものであり、政府部内で検討中の内容を含む。
本資料における附属書VIの和訳は、令和7年2月6日時点の仮訳を引用した。
和訳は政府部内で検討中であり、現在修正中である。

各附属書に基づく義務の範囲及び附属書VIにより追加となる義務

環境省

事前準備・手続 → 南極地域活動の実施 → 緊急事態の発生時 → 環境上の緊急事態への対応

緊急事態の発生時：人命の安全／船舶・航空機・施設の安全／環境保護

凡例：担保済／適用除外／未担保

	事前準備・手続	南極地域活動の実施	緊急事態の発生時			環境上の緊急事態への対応
			人命の安全	船舶・航空機・施設の安全	環境保護	
議定書	南極法 確認制度	確認された計画に沿って実施	（確認制度についても南極法で適用除外規定あり）			
附属書I	制度を通じた環境影響評価		適用除外	適用除外	適用除外	
附属書II 附属書III 附属書V	適合について制度内で確認					
附属書IV	海防法（※日本船籍の船舶のみ） ・緊急時計画の作成（油：海防法第7条の2） ・排出規制等 （第4条、第9条の2、第10条等）				海防法 ・排出規制等 ・通報	
附属書VI	●防止措置 ●緊急時計画の作成 ●金銭的保証		人命・安全等にかかる緊急事態では、責任の適用除外（附属書VI第8条）			●対応措置 ●対応措置がとられなかった場合の費用支払い

附属書VIの適用対象

環境省

■ 確認申請の対象となる行為に加え、「観光を目的とした船舶の航行」をも含む旨を明文で記載。

■ 南極条約　第七条5

各締約国は、この条約がその国について効力を生じた時に、他の締約国に対し、次のことについて通報し、その後は、**事前に通告を行なう**。

（a） 自国の船舶又は国民が参加する南極地域向けの又は同地域にあるすべての探検隊及び自国の領域内で組織され、又は同領域から出発するすべての探検隊

（b） 自国の国民が占拠する南極地域におけるすべての基地

（c） 第一条2に定める条件に従つて南極地域に送り込むための軍の要員又は備品

■ 環境保護に関する南極条約議定書 *（環境影響評価の対象）*

第三条　環境に関する原則

4　南極条約地域において科学的調査の計画に基づき実施される活動、同地域における観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であって、**南極条約第七条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの**（関連する後方支援活動を含む。）については、

（a） この条に定める原則に適合する方法で行う。

（b） この条に定める原則に反して南極の環境又はこれに依存し若しくは関連する生態系に影響を及ぼし又は及ぼすおそれがある場合には、修正し、停止し又は取りやめる。

事前に通告を行う対象活動：日本政府の解釈

航行、上空飛行、漁獲の自由、科学的調査の自由等公海の自由に該当する活動を除いた、南極条約地域における政府及び非政府のすべての活動であると解される。

環境影響評価（確認）を行う対象活動：　南極法の対象

「海域における活動以外の南極地域活動と一体となって行われるもの（上陸を伴うクルーズ観光）」は、「公海の自由」には該当しないため、確認対象とする。

環境大臣による確認対象

外務省による通告対象（対ATCM）

南極地域観測事業

※航空機について陸上の飛行は通告対象

陸域における活動（これと一体となって実施する航行含む）

例：上陸観光、登山

例：テレビ取材

特定活動以外の海域での活動（これと一体となって実施する航行含む）

例：海中の撮影

例：結果を公表しない科学的調査(海域)

特定活動

（法第3条第6号）

※海域での活動

・漁業（法第3条第6号イ）

・船舶の航行又は飛行機の海域の上空飛行

（法第3条第6号ロ）

例：観光船（上陸なし）

・結果を公表する科学的調査

（法第3条第6号ハ）

上陸を伴う ⟷ 上陸を伴わない

附属書Ⅵの国内担保措置の方向性の概要（１）

環境省

適用対象（附属書Ⅵ第1条）

- 南極条約第７条５に基づく通告対象に加え、「観光を目的とした船舶の航行」をも含む旨を明文で記載。

環境上の緊急事態の範囲の想定（附属書Ⅵ第2条（b））

- 「環境上の緊急事態」について、南極環境保護法に定義規定を置く。

防止措置及び緊急時計画の作成等（附属書Ⅵ第3条、第4条）

- 防止措置及び緊急時計画の作成に関する義務規定を南極環境保護法に置く。
- 環境上の緊急事態が生じた場合には、環境大臣への通報義務を課す。
- 違反に対して、罰則を設ける。

迅速かつ効果的な対応措置（附属書Ⅵ第5条）

- 「環境上の緊急事態への対応措置」に関して、南極環境保護法に定義規定を置いた上で、主宰者への義務規定を置く。
- 違反に対して、罰則を設ける。

附属書Ⅵの国内担保措置の方向性の概要（２）

環境省

対応措置をとらない主宰者の責任（附属書Ⅵ第6条、第7条、第8条、第9条）

（A類型：日本政府によって対応措置がとられた場合）

- 南極環境保護法に代執行的制度を規定することを考えているが、詳細は関係省庁と協議中。

（B類型：他の締約国によって対応措置がとられた場合）

- 民事訴訟で対応する。附属書Ⅵで規定されている対応措置費用支払義務を担保するため、実体法上の根拠付けを南極環境保護法に規定することを考えているが、詳細は関係省庁と協議中。

（C類型：いずれの締約国も対応措置をとらなかった場合）

- 行政上の賦課金制度（制裁的性質を伴わないもの）を導入することを検討する。いずれの締約国も対応措置をとらない場合に、とられるべきであった対応措置の費用を算定し、賦課するもの。
- C類型に該当する事案が生じたときに、環境大臣が臨時に専門家等による委員会を設置することを法定し、当該委員会が答申する妥当金額等を踏まえて環境大臣が金額を決定し支払いを命ずる。臨時に設置する委員会や所掌事務を南極環境保護法に規定する。

他の締約国が対応措置を講じた場合の請求の訴えに係る裁判管轄（附属書Ⅵ第7条1及び２）

- 民事訴訟による裁判管轄については、附属書第７条１に規定される内容は民事訴訟法で担保されているものと考えられるが、詳細は関係省庁と協議中。

附属書Ⅵの国内担保措置の方向性の概要（３）

環境省

責任の制限（第9条）

（A～C類型共通）

- 我が国主宰者の費用負担制度について、附属書Ⅵ第９条に基づき、上限額を規定する。

保険その他の金銭上の保証（附属書Ⅵ第11条）

- 締約国がとった対応措置の費用支払いに関する我が国主宰者の責任を担保するため、上限額までの財政的保障の保持の義務付けを南極環境保護法に規定する。